

企画競争実施の公示

次のとおり、企画競争実施に当たり、業務提案書の提出を招請します。

令和8年2月9日

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

1 業務概要

(1) 業務名及び業務の目的

業務名：北海道開発局国内出張チケット手配等業務

業務の目的：北海道開発局の国内出張について、北海道開発局職員からの依頼に応じた宿泊付き包括旅行（以下、「パック商品」という。）、宿泊施設、国内線航空券及びJR券等の手配等を一元的に実施することで、業務の効率化及び旅費の効率的な使用を図る。

(2) 業務内容

北海道開発局の国内出張について、北海道開発局職員からの依頼に基づき、パック商品、宿泊施設、国内線航空券及びJR券等の検索、提案、発券、配送を行う。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

（ただし、契約期間内に依頼のあった案件については、その処理の完了まで）

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、業務提案書の提出、特定通知等の手続きを電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願を提出するものとする。

2 企画競争に参加するために必要な資格及び条件等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 旅行業法第3条の規定に基づき登録を受けた法人であること。
- (3) 札幌市内に営業拠点を有する法人であること。
- (4) 本契約に係る事務手数料、配送料が一切かからないこと。
- (5) 仕様書別紙4.1の対象とする組織に対するパック商品の検索、提案、発送、引き渡しが可能であること。
- (6) チケット代金の支払いについて、仕様書3.(4)に定める方式に対応できること。
- (7) 個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。
- (8) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は発注者（北海道開発局をいう。以下同じ。）から説明書等の交付を受けた者であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 15階北側

担当：北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話番号：011-709-2311（内線 5247）

電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、方法

ア 交付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月19日（木）

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g7000006p73.html>

（説明書等に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記3(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 業務提案書の提出期限、方法

ア 提出期限

令和8年2月19日（木）12時00分まで（必着）

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び発注者に紙方式参加願を提出している場合は、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語 日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 業務提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された業務提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 業務提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該業務提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法（平成11年法律第42号）

に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

- (7) 業務提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約手続の完了までは国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

以上